

外来化学療法診療料について

当院では以下の対応を行っております。

- ① 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急時の相談に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ② 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制を確保しております。
- ③ 当院で実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。